

税務訴訟資料 第272号(順号13725)

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税および消費税等更正処分取消請求控訴事件
国側当事者・国(長野税務署長)

令和4年6月2日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年10月6日判決、本資料27
1号-111・順号13613)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	戊
同訴訟代理人弁護士	遠藤 幸子
被控訴人	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	長野税務署長
	後藤 繁夫
同指定代理人	今西 貴洋
	尾形 信周
	小林 淳子
	宮坂 聡朗
	多田 泰之

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) 長野税務署長が平成30年12月17日付けで控訴人に対してした平成29年5月1日から平成30年4月30日までの事業年度分の法人税の更正処分のうち、欠損金額695万2200円、翌期に繰り越すべき欠損金又は災害損失金3001万5981円を超える部分を取り消す。
(2) 長野税務署長が平成30年12月17日付けで控訴人に対してした平成29年5月1日から平成30年4月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正処分のうち、消費税について課税標準額8118万4000円、納付すべき消費税額95万0200円、地方消費税について地方消費税の課税標準となる消費税額95万0200円、譲渡割額納税額25万6500円を超える部分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等(以下略称は原判決の例による。)

- 1 本件は、折箱類一式の製造・販売等を目的とする法人である控訴人が、長野税務署長により

国税通則法（通則法）74条の10に基づく無予告調査を受けた結果、長野税務署長から、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの事業年度に係る法人税の更正処分並びに平成29年5月1日から平成30年4月30日までの課税期間（平成30年4月課税期間）に係る消費税及び地方消費税（消費税等）の更正処分（本件各更正処分）をそれぞれ受けたところ、本件各更正処分はいずれも通則法74条の10に反する違法な手続に基づくものであるなどとして、本件各更正処分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したため、控訴人が控訴した。

- 2 関係法令等の定め、前提事実、本件各更正処分の根拠並びに争点及び当事者の主張は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」2ないし5（原判決2頁17行目から14頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各更正処分を取り消すべき手続上の違法はなく、本件各更正処分は適法であり、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の1及び2（原判決14頁19行目冒頭から18頁24行目末尾まで）のとおりであるからこれを引用する。
- 2 控訴人は、本件において調査に必要な帳簿書類等の破棄又は偽造等についての可能性は抽象的なものにすぎない等として、本件無予告調査は無予告要件を満たしていない旨主張する。しかしながら、前記引用にかかる原判決が認定説示するとおり、控訴人が、その売上代金の一部を控訴人代表者名義の本件預金口座において受け入れていながら、法人税の確定申告書には3期分継続して本件預金口座を記載していなかったこと、そして控訴人代表者の年収を超える額の資金が2年続けて控訴人代表者からの借り入れという形で控訴人に移動していることから、長野税務署長において控訴人が本件預金口座を利用した売上除外及び除外売上金の還流を行っていることを想定したことは不合理なものとはいえない。したがって、本件における控訴人に対する実地の調査にあたり、調査に必要な帳簿書類等の破棄等の可能性が抽象的であったとはいえず、控訴人の上記主張は採用できない。
- 3 以上により、本件各更正処分はいずれも適法であるから、控訴人の請求は理由がなく棄却されるべきであり、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 神野 律子

裁判官菅野正二郎は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 定塚 誠